

介護予防通所リハビリテーション 加算料金表 (介護保険)

2021年4月～

加算料金 (介護保険)	1割負担	2割負担	3割負担	単位
科学的介護推進体制加算	¥40	¥80	¥120	／月
ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する場合加算。				
事業所評価加算	¥120	¥240	¥360	／月
厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算。				
運動器機能向上加算	¥225	¥450	¥675	／月
運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションを行った場合加算。				
栄養アセスメント加算	¥50	¥100	¥150	／月
管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施、利用者・家族に説明相談等に応じる。厚労省に情報を提出・有効実施に活用した場合加算。				
栄養改善加算	¥200	¥400	¥600	／月
低栄養状態又はそのおそれのある方に、改善等を目的として個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合加算。				
口腔機能向上加算(Ⅰ)	¥150	¥300	¥450	／回
口腔機能の低下又はそのおそれがある方にその向上を目的として個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施した場合加算(月2回)。				
口腔機能向上加算(Ⅱ)	¥160	¥320	¥480	／回
口腔機能指導向上加算(Ⅰ)、口腔機能改善管理計画等の情報を厚生労働省に提出、口腔機能向上サービスの実施にあたり当該情報を有効に活用した場合加算。				
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	¥480	¥960	¥1,440	／月
①運動器機能向上・栄養改善②運動器機能向上・口腔機能向上③栄養改善・口腔機能向上 のいずれかを実施した場合加算				
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	¥700	¥1,400	¥2,100	／月
運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上の全てを実施した場合加算。				
サービス提供体制強化加算(要支援1)	¥88	¥176	¥264	／月
厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算				
サービス提供体制強化加算(要支援2)	¥176	¥352	¥528	／月
厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算				
生活行為向上リハビリテーション実施加算(6月以内)	¥562	¥1,124	¥1,686	／月
生活行為の内容の充実のための目標、それを踏まえたリハビリの実施、実施計画書を定めた場合等加算。				
利用開始日の属する月から12月を超えて利用した場合(要支援1)	¥-20	¥-40	¥-60	／月
利用開始日の属する月から12月を超えて利用した場合(要支援2)	¥-40	¥-80	¥-120	／月
令和3年4月1日起算 令和4年4月1日で判断				
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	¥20	¥40	¥60	／回
利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔・栄養状態を確認、その情報を介護支援専門員に文書で提供した場合(6月に1回)				
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	¥5	¥10	¥15	／回
栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合で、口腔状態が栄養状態のいずれかを確認、その情報を介護支援専門員に文書で提供した場合(6月に1回)				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数に4.7%を乗じた単位数			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数に2.0%を乗じた単位数			
通常の事業実施地域を超えた地域の利用者に行った場合	5%加算			